

弟子屈町立美留和小学校いじめ防止基本方針

R8.4.1

1 基本理念

いじめは、全ての児童に係る問題であり、決して許されるものではない。また、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得るものである。

本校では、児童一人一人が安心して学校生活を送り、様々な教育活動に主体的に取り組むことができる学校づくりを目指す。そのため、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、本校におけるいじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するため、本基本方針を策定する。

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、一定の人間関係のある者が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じているものである。
※SNS等を通じた誹謗中傷などは、本人が気付かず、心身の苦痛を感じていない場合でもいじめと同様の対応をする。

(2) いじめの認知

いじめは、軽微なものも含めて積極的に認知し、早期対応に努める。児童が苦痛を感じている場合は、いじめとして組織的に対応する。

(3) 基本姿勢

- ①いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立つ。
- ②いじめ未然防止に努め、学校、学級内にいじめを許さない見過ごさない学校風土をつくる。
- ③児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ④児童、教職員の人権感覚を高め、相互の温かな人間関係を築く。
- ⑤いじめを早期発見し、組織的に対応し、早期解決を図る。

※いじめの解消

次の2つの要件が満たされている状態をいう。

(ア) いじめに係る行為が少なくとも3か月

止んでいること

(イ) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

2 いじめ防止対策委員会の設置

(1) 組織

校長、教頭、担任、生徒指導担当、養護教諭、特別支援担当を基本とし、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育委員会等の関係機関と連携する。

(2) 役割

- ・いじめの未然に防止する取組及び校内研修
- ・いじめの実態把握と情報共有
- ・調査方針や指導方針の検討
- ・教育相談や面談の実施
- ・いじめ事案への対応
- ・関係機関との連携

(3) 開催

- ・年2回の定例会（児童実態交流会）及びいじめ発生時

3 いじめの未然防止のための取組

(1) 教育活動全体を通じた取組

- ①道徳教育や体験活動、児童会活動の充実
- ②互いを認め合う人間関係づくりの推進
- ③自己有用感・自己肯定感を高める授業づくり
- ④児童が主体的にいじめ防止を考える活動の推進

(2) 相談体制の充実

- ①教育相談の定期的実施
- ②アンケート調査の実施（年3回）
- ③SOS の出し方に関する教育の実施
- ④児童及び保護者が相談しやすい体制の整備

(3) 保護者・地域との連携

学校だよりやホームページ等を通していじめ防止の取組を周知し、家庭や地域と連携していじめの未然防止に努める。

4 いじめの早期発見・早期対応

(1) 早期発見

- ①日常の観察や児童との関わりを通じた実態把握
- ②アンケート調査や i-check の実施
- ③教育相談の実施
- ④ネットパトロールの実施

(2) 早期対応

- ①いじめを認知した場合は、速やかに管理職へ報告し、学校全体で情報を共有する。
- ②いじめ防止対策委員会を中心に組織的に対応する。
- ③被害児童の安全確保を最優先とする。
- ④加害児童に対しては毅然とした指導を行い、行為の改善を図る。
- ⑤事実関係を保護者に説明し、家庭と連携して解決に取り組む。
- ⑥必要に応じて教育委員会や関係機関と連携する。

期	月	「いじめ対策委員会」	全校での取組
前期	4月	・学校の基本方針の確認 ・道徳教育及び授業の計画	・学校の基本方針の説明 ・道徳教育および授業の実施（通年） ・アンケート、教育相談等の実施 ・いじめ根絶に向けた児童会活動の実施 ・児童実態交流会（目標）
	5月	・アンケート、教育相談等の検討	
	6月	・アンケート、教育相談等の分析	
後期	11月	・アンケート、教育相談等の分析	・アンケート、教育相談等の実施 ・i-checkの実施 ・児童実態交流会（反省）
	12月		
	1月	・i-checkの分析	
	2月		
	3月	・年度反省と次年度取組の検討	
定期的取組		・児童の実態把握（日常観察、教室内外の様子、休み時間の様子、登下校時の様子） ・児童の実態交流（児童実態交流会など） ・アンケート、教育相談等の実施（年2回） ・総合質問紙i-checkの実施（年1回） ・いじめ根絶に向けた児童会活動の実施 ・いじめ根絶関係への作品応募 ・学校ネットパトロール実施（月1回） ・弟子屈町生徒指導連絡協議会、釧路生徒指導連絡協議会などへの参加 ・学級懇談会や学校評価委員会においての実態交流	

5 いじめ対応フロー

いじめの発見（児童・保護者・教職員・アンケート等）

↓

担任・関係教員による状況把握

↓

管理職へ報告

↓

いじめ防止対策委員会の開催

↓

事実関係の調査・情報共有

↓

被害児童の安全確保

↓

加害児童への指導・保護者連絡

↓

再発防止の指導・継続的見守り

6 いじめの重大事案への対応

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、いじめ防止対策推進法及び「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」に基づき対応する。

- (1) 重大事態が発生した場合は、速やかに弟子屈町教育委員会に報告する。
- (2) 教育委員会と協議の上、調査組織を設置する。
(北海道いじめ問題等解決支援外部専門家チーム、警察、児童相談所、SC、SSW等の専門的知識を有する「いじめ問題対策協議会」の設置)
- (3) 事実関係を明確にするための調査を行う。
- (4) 調査結果については、被害児童及び保護者に適切に情報提供する。

7 その他

- (1) いじめを隠蔽せず、学校評価を通して取組を検証し、次年度の改善に生かす。
- (2) 本基本方針は学校ホームページ等で公表する。
- (3) 本基本方針は、学校の実態や学校評価等を踏まえ、必要に応じて見直す。

- ・H26.4. | 制定
- ・H26.8.2 | 改定
- ・H29.4. | 改定
- ・H30.4. | 改定
- ・R08.4. | 改定